



平成26年度の 国民健康保険税の 税率が決定しました

国民健康保険(国保)は、皆さんが納める国民健康保険税(国保税)と国からの補助金等で運営されています。

皆さんが医療機関で受診したときの医療費のうち、個人負担以外の残額は国保から支払われています。国保の安定的な運営のため、国保税の納期限内の納付をお願いします。

平成26年度の国保税の税率は前年度からの据え置きとなりますが、後期高齢者支援分の賦課限度額を14万円から16万円に、介護分の賦課限度額を12万円から14万円にそれぞれ引き上げました。なお、医療分の賦課限度額は51万円のまま据え置かれます。

また、低所得世帯の負担をより軽減するため、国民健康保険税の5割軽減と2割軽減の制度を拡充しました。

※「賦課限度額」とは、課税できる額の最高限度額をいいます。



低所得世帯の軽減措置

同一世帯に属する世帯主と特定同一世帯所属者や国保加入者の前年中の所得の合計額が次の基準額を超えない場合、均等割額(二人あたりの額)と平等割額(二世帯あたりの額)が軽減されます(国保に加入していない世帯主の所得も軽減を判定する所得に含まれます)。ただし、基準額以下でも世帯の中に前年中の所得の申告が済んでいない方がいると、国保税の軽減が受けられませので、ご注意ください。

- ▼基準額・・・
- ◇7割軽減 対象者全員の前年中の所得の合計が「33万円」以下
- ◇5割軽減 対象者全員の前年中の所得の合計が「33万円+(被保険者数+特定同一世帯所属者数)×24万5千円」以下

対象者全員の前年中の所得の合計が「33万円+(被保険者数+特定同一世帯所属者数)×45万円」以下

※「特定同一世帯所属者」とは、後期高齢者医療制度に加入したことにより国保を脱退した方で、それ以後世帯主が変わることなく継続して同じ世帯にいる方のことです(世帯主の場合は引き続き世帯主である方)。

国保税の納め方



国保税の納め方には、年金からの天引きによる特別徴収と、納付書や口座振替等により本人が直接納める普通徴収があります。

- ▼特別徴収・・・
- 次の要件を全て満たす場合は、特別徴収となります。該当する方には、「国民健康保険特別徴収税額の通知書」を7月中旬にお送りしています。
- ・世帯主が国保加入者であり、世帯の国保加入者全員が65歳以上75歳未満
- ・世帯主が年額18万円以上の年金を受給している
- ・世帯主が介護保険料の特別徴収対象者で、介護保険料と国保税の合計額が年金受給額の2分の1を超えない

なお、特別徴収に該当する場合でも、申し出により口座振替での納付に変更することができます。詳しくは役場国保年金課にお問い合わせください。

▼普通徴収・・・

特別徴収の対象とならない場合、普通徴収となります。該当する方には、8月中旬に納税通知書・納付書を郵送します。



国保税は前年の所得を基礎に計算しているため、所得の申告がされていないと正しい算定ができません。また、低所得世帯であっても世帯内に未申告の方がいると国保税の軽減措置も適用されず、高額療養費の自己負担限度額も高くなってしまいます。国保加入者および世帯主、特定同一世帯所属者の方は、前年中の収入の有無にかかわらず、所得の申告をしてください。

— 平成26年度の税率等 —

医療分	税率等	所得割率	5.1%
		資産割率	35.0%
	均等割額	16,100円	
	平等割額	19,600円	
	賦課限度額	510,000円	
後期高齢者支援分	税率等	所得割率	2.3%
		資産割率	15.0%
		均等割額	6,900円
		平等割額	8,400円
	賦課限度額	160,000円	
介護分	税率等	所得割率	0.8%
		資産割率	なし
		均等割額	10,000円
		平等割額	なし
	賦課限度額	140,000円	